

令和5年第3回
島尻消防組合議会6月臨時会

会議録

令和5年6月5日(月)

令和5年第3回 島尻消防組合議会 6月臨時会				1日目
招集月日	令和5年6月5日(月)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前10時34分	議長	運天 貴也
出席(応招)第3回 6月臨時会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	仲村 常司
	消防長	屋比久 学	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

令和5年第3回島尻消防組合議会6月臨時会会期日程表

会 期	月 日	会 議 区 分	会 議 時 刻	日 程
1	六月五日 (月)	本 会 議	11時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 令和4年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 第6. 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について 第7. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について 第8. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約の締結について 第9. 島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 第10. 令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

会 期 令和5年6月5日(月) 1日間

令和5年第3回島尻消防組合議会6月臨時会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者あいさつ	
第5	報告第1号	令和4年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
第6	議案第11号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	
第7	議案第12号	島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について	
第8	議案第13号	島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約の締結について	
第9	議案第14号	島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
第10	議案第15号	令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について	

令和5年第3回島尻消防組合議会6月臨時会

午前11時00分

議長（運天貴也）

みなさん、おはようございます。

これより令和5年第3回島尻消防組合議会6月臨時会を開会したいと思います。日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

島尻消防組合議会会議規則第71条により本日の会議録署名議員は1番 仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、会期の決定の件を議題といたします。本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって本会議は6月5日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より報告第1号は、「令和4年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、議案第11号は、「沖縄県消防通信施設運営協議会規約の変更について」、議案第12号は、「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について」、

議案第13号は、「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約の締結について」、議案第14号は、「島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第15号は、「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」が提出されております。本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者あいさつについてです。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和5年第3回島尻消防組合議会6月臨時会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。臨時会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

さて、沖縄地方は5月中旬から梅雨入りしております。この時期は大気の状態が不安定な日が多く、大雨や集中豪雨による水害がおこりうる状態が続いております。5月20日に台風2号が発生しており、今後、大型台風が連続して沖縄地方に襲来することが予測されます。また最近では、大規模地震が逼迫していることを想定して、当組合も日頃から防災対策を強化し、地域住民の期待に添える環境づくりに取り組んで参ります。

また、今年度は9月下旬、南部消防操法大会が4年ぶりに島尻消防管内で執り行うことになっております。これまでは、当組合の敷地内で開催をしておりましたが、今回は大会場所を変更して南城市役所駐車場で開催する予定になっております。南部地区の多くの消防関係者が集い、地域防災の中核を担う消防団の技術向上と充実強化に繋がることが期待されます。当組合議員の皆様方にもご支援ご協力をお願い致します。本日の臨時会は、1件の報告と5件の議案を提出しております。日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、報告第1号であります。「報告第1号令和4年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。提案者屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

報告第1号、令和4年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度島尻消防組合一般会計繰越明許費計算書を別紙のとおり調製したのでこれを報告するものでございます。

令和5年6月5日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

次のページをお願いいたします。3款1項、消防費におきまして5件の繰越事業がございます。

事業名、島尻消防署八重瀬出張所建設事業（建築工事管理委託業務）金額、繰越額ともに2,090万円でございます。島尻消防署八重瀬出張所建設事業（指令システム機器移設）金額、繰越額ともに575万8,000円でございます。島尻消防署八重瀬出張所建設事業（工事請負費）金額5億5,625万7,000円、繰越額3億3,375万5,000円でございます。令和4年度資器材搬送車整備事業金額、繰越額ともに1,199万円でございます。島尻消防署八重瀬出張所備品購入事業金額、繰越額ともに281万2,000円でございます。

5件の事業繰越総額3億7,521万5,000円でございます。以上で報告を終わります。よろしくお願ひ致します。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。以上で報告第1号を終わります。

議長（運天貴也）

日程第六、議案第11号であります。「議案第11号沖縄県消防通信施設運営協議会規約の変更について」を議題とします。

提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第11号沖縄県消防通信施設運営協議会規約の変更について。

地方自治法第252条の6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和5年6月5日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に沖縄市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。これが議案を提出する理由でございます。

それでは2ページの新旧対照表をお願い致します。第3条中「糸満市」の次に「、沖縄市」を加える。第5条中「糸満市長」の次に「、沖縄市長」を加える。附則と致しまして、この規約は協議が整った日から施行するものでございます。なお、沖縄県消防通信施設運営協議会は、令和8年度の全体

更新を見据え、事業が開始するにあたり新規加入団体として沖縄市が参加することになり、これにより規約の変更について協議を依頼しているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番（仲間光枝）

おはようございます。よろしくお願いします。

沖縄県消防通信施設運営協議会規約の変更についてなんですけど、今回沖縄市が加入することによる議案でありますけども、沖縄市が加入することによって、対象地域の規模がどれくらい変化するか、あと当組合に影響ある部分というのを教えて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

沖縄市の方が加入することなんですけども、現在沖縄市の人口が 14 万 3 千名おります、そういたしますと現在の方ですね、101 万人の人口増ということとなっております。沖縄県の割合で言いますと約 69.2%の人口割合ということとなっております。

島尻への影響と致しましては、沖縄市の方が入るということで全体の更新事業の負担金の人口割とか均等割が按分されますので、その分の負担金が減ということが考えられます。以上です。

1 番（仲間議員）

ありがとうございます。80 万人規模から 101 万人規模に増えるという話と、あと負担金がそれだけ加入することによって減りますという説明でした。参考までになんですけれども、今回沖縄市が加入することによって、このシステムに加入していない消防がどれくらいあるのか教えてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

加入市町村ですけども、沖縄県に関しまして 41 市町村がございまして、今現在で 36 市町村であります。加入していない所が那覇市、浦添市、本部・今帰仁消防本部の方は加入しておりません、以上です。

補足です。36 市町村でありますけども、沖縄市が入りますと 37 市町村となります。以上です。

議長（運天貴也）

他にございますか。（「進行」と呼ぶ者もあり）質疑なしと認めます。これより討論を行ないます。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 11 号沖縄県消防通信施設運営協議会規約の変更について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」の呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおりの可決されました。

議長（運天貴也）

日程第七、議案第 12 号であります。「議案第 12 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について」を議題とします。

提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 12 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について。上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）の変更契約を締結することについて議会の議決を求めます。記、1 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約。2 契約の方法、随意契約。3 契約の金額、変更前、金 3 億 3,880 万円（内、消費税 3,080 万円）変更後、金 3 億 4,117 万 3,800 円（内、消費税 3,101 万 5,800 円）増額、金 237 万 3,800 円（内、消費税 21 万 5,800 円）4 契約の相手方、住所、沖縄県島尻郡八重瀬町字小城 183 番地。商号又は名称（有）仲座建設・（株）川平土木・（有）大眞建設特定建設工事共同企業体。氏名、代表者、（有）仲座建設、代表取締役仲座哲男。

令和 5 年 6 月 5 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。主な変更契約増額の理由と致しまして、建設土発生による残土処分、網戸設置及び防火衣ロッカー仕様変更等による増でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番（仲間光枝）

議案第 12 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結についてなんですけれども、先ほどの繰越明許のほうでもご説明がありましたが、令和 5 年度に繰り越された当該工事については、6 割は繰り越されている中、今回変更して工事を進めていくことなんです、先ほど全協の中で変更部分について説明受けて内容については理解しましたけれども、工期についてそのまま 7 月 31 日で変更がない旨ですけれども、現場の進捗については問題なく 7 月 31 日までの予定工期で終わることになっているのでしょうか。確認します。

次長兼総務課長（島袋清正）

現在 7 月 31 日、完成ということで業者の方からは変更、延長はございませんので当組合としては、7 月 31 日のほうで終了ということで認識しております。以上です。

1 番（仲間光枝）

はい、わかりました。あと一点確認ですが今回変更増額で、きていますけども、今後ですね、そういった変更が想定されるか否かについてお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回、工事の当時設計による変更でございました。今後はですね、物価スライドがございまして、こういう情勢でございまして物価関係、資機材の単価ですか、人材の単価その近辺の変更があると思います。その近辺に関して再度、7 月の臨時議会をもちまして承認を得たいというふうに考えております。以上です。

議長（運天貴也）

他にございますか。（「進行」と呼ぶ者もあり）質疑なしと認めます。これより討論を行ないます、討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 12 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について」は原案とおりに可決することに異議ありませんか。（「異議なし」の呼ぶ者あり）異議なしと認め原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第八、議案第 13 号であります。「議案第 13 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約の締結について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 13 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約の締結について。上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約を締結することについて、議会の議決を求めます。記、1 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約。2 契約の方法、随意契約。3 契約の金額、変更前、9,262 万円（内、消費税 842 万円）。変更後、金 9,318 万 8,700 円（内、消費税 847 万 1,700 円）増額、金 56 万 8,700 円（内、消費税 5 万 1,700 円）4 契約の相手方、住所、沖縄県豊見城市字上田 315 番地 1、101 号室。商号又は名称、有限会社西部技建。氏名、代表取締役渡慶次奈月。

令和 5 年 6 月 5 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

主な変更契約増額の理由と致しまして、2 階屋内訓練場の照明器具及び自動火災報知設備の感知器追加等による設備工事費の増でございます。ご審議のほどお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論をおこないます。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 13 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）変更契約の締結について」は原案とおりに可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第九、議案第 14 号であります。「議案第 14 号島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 14 号島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。島尻消防組合職

員の特殊勤務手当に関する条例(昭和51年2月10日条例第2号)の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月5日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして、新型コロナウイルスが感染防止法上、五類感染症へ移行されることに伴い、本条例の防疫等作業手当について一部改正する必要があるためでございます。

それでは2ページの新旧対象表をお開き願います。第2条中「(6) 防疫等作業手当」を「(6) 感染症防疫作業手当」に改める。第8条を次に改める。感染症防疫作業手当、第8条、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症とする患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染の疑いのある物件、若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事した場合に1回につき、290円を支給するものでございます。

附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番(仲間光枝)

議案第14号島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてなんですけども、改正点としては、文言、防疫等作業手当から感染症防疫作業手当に変更と、あとコロナの対応に対する手当がなくなり、新たに感染症に対応した手当として290円というふうに謳っておりますけれども、290円の根拠の方を教えてください。

次長兼総務課長(島袋清正)

今回、当組合としては290円の方へ制定しておりますけども、この方の参考と致しまして、国の人事院、国の方もですね、作業手当というかたちで290円制定しております。また、南城市の方もですね、感染症防疫作業手当というかたちで一回当たり290円を制定しております。那覇市の方も確認致しましたら、同じような金額を制定されておりますので、当組合も同じような金額で制定したいと考えております。以上です。

1番(仲間光枝)

今回変更があった6号については、コロナ対応として令和2年7月の臨時会で新たに追加された部分だというふうに思って認識をしています。コロナが終わったけども、6号を残すということは、今後、コロナのような想定外の感染症とかに対応するために残したものであり、この手当についても、その時々で随時変わっていくものだろうと認識しておりますので、3千円、4千円の特殊勤務手当が、いきなり290円になったということは、ちょっとびっくりだったですけれども、そのように理解していきます。以上です。

議長(運天貴也)

他に、「進行」と呼ぶ者もあり) 質疑なしと認めます。

これより討論を行ないます、討論ございませんか。「討論なし」と呼ぶ者あり。) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 14 号島尻消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は原案とおりに可決することに異議ありませんか。（「異議なし」呼ぶ者あり）

異議なしと認め原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第十、議案第 15 号であります。「議案第 15 号令和 5 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 15 号についてご説明申し上げます。議案第 15 号令和 5 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について。首題のことについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

令和 5 年 6 月 5 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは補正予算第 1 号の 1 枚目をお開き願います。令和 5 年度島尻消防組合の一般会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 294 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,744 万 3,000 円とする。2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。詳細につきましては事項別明細書で説明いたします。

5 ページをお願いいたします。まず初めに歳入から説明したいと思います。6 款 1 項 1 目、基金繰入金、補正額 294 万 3,000 円の増、島尻消防署八重瀬出張所建設事業請負変更額として財政調整基金から繰り入れるものでございます。次に歳出にいきたいと思います。

6 ページをお願い致します。3 款 1 項 3 目消防施設費補正額 294 万 3,000 円の増、14 節工事請負費、島尻消防署八重瀬出張所建設工事費、および電気工事費の追加増額分でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番（仲間光枝）

議案第 15 号令和 5 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算第 1 号についてなんですが、今回、補正の内容としましては、先ほど議案にも挙がっている島尻消防署八重瀬出張所建設事業に係る契約の増という話をしていますけども、今回それに充てられるのが、財政調整基金からの繰り入れですが、この基金を使用した後の基金残高の方を教えてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

現在基金 2,570 万 3,566 円ございますが、今回の補正で残と致しまして 2,276 万 566 円が基金残とこととなっております、以上です。

1 番（仲間光枝）

今後ですね、当該工事に関連して基金の取り崩しは想定されるのか、されないのか、想定されるのであれば、こういった理由によってこの基金を使う見込みがあるのかについてお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回 294 万 3,000 円を補正しましたが、今後ですね、物価スライドの方がありまして、その近辺に関してですね、八重瀬出張所の予算のほうの増額が見込まれます。その財源と致しましては、基金の方から充てるといふふうに財政課の方と調整しておりますので、その方で対応したいといふふうに考えております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行ないます、討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

休憩致します。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 32 分

議長（運天貴也）

再開します。

これより採決に入ります。「議案第 15 号令和 5 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算第 1 号について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 3 回島尻消防組合議会 6 月臨時会を閉会します。